

平成19年 6月21日

1. 出席議員

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 松 田 | 義 太 | 9 番  | 水 頭 | 喜 弘 |
| 2 番 | 松 尾 | 勝 利 | 10 番 | 橋 川 | 宏 彰 |
| 3 番 | 松 本 | 末 治 | 11 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 4 番 | 光 武 | 学   | 12 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 5 番 | 馬 場 | 勉   | 13 番 | 小 池 | 幸 照 |
| 6 番 | 森 田 | 和 章 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 徳 村 | 博 紀 | 15 番 | 中 村 | 雄一郎 |
| 8 番 | 福 井 | 正   | 16 番 | 橋 爪 | 敏   |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 森 田 | 利 明 |
| 局 長 補 佐 | 澤 野 | 政 信 |
| 管 理 係 長 | 江 口 | 隆 史 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

|                  |              |   |    |   |    |
|------------------|--------------|---|----|---|----|
| 市                | 長            | 桑 | 原  | 允 | 彦  |
| 副                | 市長           | 出 | 村  | 素 | 明  |
| 総                | 務部長          | 唐 | 島  |   | 稔  |
| 市                | 民部長          | 北 | 村  | 建 | 治  |
| 産                | 業部長          | 山 | 本  | 克 | 樹  |
| 建                | 設環境部長        | 坂 | 本  | 博 | 昭  |
| 会                | 計管理者兼会計課長    | 北 | 村  | 和 | 博  |
| 企                | 画課長          | 竹 | 下  |   | 勇  |
| 総                | 務課長          | 北 | 御門 | 敏 | 則  |
| 財                | 政課長          | 打 | 上  | 俊 | 雄  |
| 市民課長兼選挙管理委員会事務局長 |              | 中 | 村  | 和 | 典  |
| 税                | 務課長          | 武 | 藤  | 竹 | 美  |
| 福                | 祉事務所長        | 迎 |    | 和 | 泉  |
| 保                | 険健康課長        | 岩 | 田  | 輝 | 寛  |
| 農                | 林水産課長        | 平 | 石  | 和 | 弘  |
| 商                | 工観光課長        | 福 | 岡  | 俊 | 剛  |
| 都                | 市建設課長        | 田 | 中  | 敏 | 男  |
| 環                | 境下水道課長       | 亀 | 井  | 初 | 男  |
| ま                | ちなみ活性課長      | 松 | 浦  |   | 勉  |
| 水                | 道課長          | 藤 | 家  | 敏 | 昭  |
| 教                | 育委員長         | 藤 | 家  | 恒 | 善  |
| 教                | 育長           | 小 | 野原 | 利 | 幸  |
| 教                | 育次長兼庶務課長     | 藤 | 田  | 洋 | 一郎 |
| 生                | 涯学習課長兼中央公民館長 | 中 | 川  |   | 宏  |
| 農                | 業委員会事務局長     | 山 | 田  | 次 | 郎  |
| 監                | 査委員          | 植 | 松  | 治 | 彦  |

平成19年6月21日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名      | 質 問 要 旨  |
|----|------------|--|
| 4  | 3 松 本 末 治  | 1.一次産業の振興方策について<br>(1) 中山間地直接支払い事業について<br>(2) 新たな食料・農業・農村基本計画（集落営農）について<br>(3) 農地・水・環境保全向上対策事業について<br>(4) 自然災害に対する対応について<br>平成18年度台風13号における実績<br>漁港の避難港としての実態<br>(5) 観光客と農・漁業の連携による振興について<br><br>2.治水事業について<br>(1) 中木庭ダム竣工に伴う観光資源としての活用<br>(2) 2級河川母ヶ浦川の治水対策 |
| 5  | 11 中 西 裕 司 | 1.当面する市の課題について<br>(1) 長崎本線<br>(2) 公益通報制度   |
| 6  | 12 谷 口 良 隆 | 1. J R 存続運動について（特に協議再開を求めて）<br>2. 国道444号の一部未改良地点について<br>3. いじめ登校拒否の現状と対策を問う  |

午前10時 開議

議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、3番議員松本末治君。

3番（松本末治君）

おはようございます。3番松本末治です。通告に従いまして質問をいたしたいと思います。初めての登壇でありまして大変緊張いたしておりますので、お聞き苦しい点は御容赦を願ひ

たいと思います。また、言葉遣いで不自然な点がありましたら御注意をお願いします。

さて、第4次総合計画において、定住促進を図り人口の確保を図っていく。また、特色ある鹿島の歴史、伝統、文化、自然が鹿島らしさであり、鹿島のよさ、これらを大切に守り、魅力あるまちづくりをする。つまり魅力ある人づくりをすること、それが「人が輝くまち鹿島」、つまり大いなる田舎の創造である。本当に鹿島に生れて、育ってよかったなと思える鹿島シティーマスタープランです。

きょうは大きく2つの質問をいたします。

1つは1次産業の振興方策について、2つ目は治水事業についてであります。

私は市議会議員に立候補の際、第1次産業の振興発展こそ、鹿島の元気を第1番目に掲げ頑張ってきました。昨今の1次産業の状況は日本経済の国際化に伴い、選択的拡大へと進められ、WTOでのせめぎ合い、国内においては農政の大転換のもと、新たな食料・農業・農村基本計画の策定、また、農地・水・環境保全の向上対策事業の取り組みが19年度、ことしより実施、各地区の区長さん、生産組合長さんは本当に大変です。また、平成12年度より実施され取り組まれている中山間地直接支払事業もあります。この事業については、昨年度でしたか、会計検査実施の対象予定ということで、整備に御尽力をいただいたことだったと思います。

まず、1番目の1次産業振興方策で(1)で中山間地直接支払制度が今現在どのような状況なのか。平成12年度から始まったかと記憶しますが、集落においては大型機械のバックホーの購入や草払い機械の全地区民購入、また、農道舗装の一部助成、荒地の共同作業等々、田舎らしさの復興、結の村づくりまでは届いていないようだと思いますが、届きつつある集落もあります。大いなる田舎の創造の一つでしょうか。復習の意味を踏まえて概要からお尋ねしたいと思います。

また、あわせて(2)番目で済みませんが、2番と3番逆になりますが、19年度から始まる子供から老人までかわりある農業地帯全体を網羅した施策として、農地・水・環境保全向上対策事業について、市内各地での取り組み概要と、それに中山間地直接支払事業が重複しないか、末端での人について十分な御指導をどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目に、新たな食料・農業・農村基本計画で米政策として担い手の育成ということで、集落営農の組織化が推進されてきているが、小規模農家や中山間地の小面積しかない農家、集落に対する支援についてはどう考えているのか。3番目としてお伺いをいたしたいと思います。

さて、4番目の質問の自然災害に対する対応であります。

鹿島においても、平成18年9月17日の台風13号により第1次産業の被害は甚大なものであります。水稲においては、生育ステージとありますが、時期的な要因で甚大な被害に遭っ

た品種もあり、農業共済金の支払いを調べてみますと、鹿島全体で360,000千円、県全体で9,125,000千円という膨大な水稲に関する共済金が支払われております。過去の同一的災害を調べてみますと、平成3年の9月末の被害で、鹿島で水稲に対して227,000千円であり、共済金が。あの平成3年よりも水稲被害ははるかに甚大でした。また、園芸作物においては、施設の倒壊で大きな被害をこうむられた農家もありました。品目別に見ますと、温州ミカンにおいてはJA集荷実績を調べてみますと前年対比で52%と大きな減収になっております。ミカン選果場の施設利用料の助成、また、災害農家に対する災害資金融資の利子補給を初め、迅速丁寧な行政対応をしていただき、まことにありがとうございました。

ここで、(4)番の質問、18年台風13号における支援策について詳細をお伺いしたいと思います。

また同じように、有明海における台風災害も御多分に漏れずっております。ここでは1つだけお伺いをしたいと思います。七浦の飯田に大きな港がありますが、災害時の避難港としては現状では問題があるようです。対応について、お考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、地域振興策として(5)番で観光客と農漁業の連携による対応について取り組みをお尋ねいたしたいと思います。

昨日、先輩議員からもあっておりましたので、まず、例えば、わかりやすくリンゴの木のオーナー制度というものが青森県なんかであっておるようですけれど、佐賀、鹿島でリンゴは栽培されておられませんけれど、果樹なんかでそういうふうなお考えはないものか。現在の交流人口はかなりのものだとお聞きしておりますので、これをうまく連動すれば、おもしろい振興策になるんじゃないかと考えております。

続きまして、大きな2番として治水事業についてお伺いいたしたいと思います。

まず初めに、鹿島川流域は中木庭ダム竣工により豪雨のたびの河川の決壊、はんらの心配から解放されることになりました。中木庭地区の住民の皆さんは住みなれたふるさとを離れ離れになられた方々、家、田畑をダムの湖底に沈められた方々、多くの犠牲のもと竣工となりました。本当にありがとうございました。特に、きょう御臨席の副市長出村素明様、また、環境下水道課長亀井初男様、それに、私のポン友であった今は亡き中島健一郎さん、その奥さんとしえさん、本当に素晴らしい市の職員様方です。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後の未来の鹿島のためにどれだけの貢献があるものか、はかり知れないものだと思います。そこで、偉大なる一村逸品を大いに活用しなければなりません。過去にはワイン工場の設置を提唱された方もありましたが、どのように活用する計画があるか、お伺いをいたします。

2つ目は、2級河川母ヶ浦川の治水対策についてお尋ねをいたします。

母ヶ浦川は、上のほうといいますが、山手のほう、南西は市道鮎越矢筈線を峠として、ま

た、東南面におきましては宮田尾から七開老人ホーム線を境として、出水は母ヶ浦川へ集まります。そういうことで、古くは母ヶ浦の「母」の字は「宝」の浦であったということです。そういうことで昔から栄えておったようですけど、そういう水が集まってくるということで栄えていたんじゃないかなと思います。それを踏まえてではありませんけれど、そういう意味もあって母ヶ浦にお寺がありますけれども、そのお寺も宝聚寺、「宝」という字がついております。しかし、この河川は一たん降水量が多良岳観測地で100ミリを超えるということになりますと、母ヶ浦川下流では必ず区の役員さん、消防団の出動が必要です。また、下流の樋門に草、木切れ、時には大木が水の流れを遮断してしまい、堤防と化してしまいます。水は兩岸を超えはらんいたします。昭和37年7月8日、通称七八水害のとき、国道207号線はダムの堤防となり、それを超えて有明海へこぼれました。区長さんのお許しを得て、昭和37年当時午前7時に撮影された写真ですけども、（写真を示す）これが今申し上げましたように、207号線を超えて滝のように流れている写真です。そのとき母ヶ浦の家屋が4割程度床下浸水、床上浸水をいたしております。この207号線が堤防と化したとき、中木庭ダムの堤の高さは69.5メートルもありません、10メートルもないくらいですけど、ただ、貯水量は680万トンに匹敵したかもしれませぬ。そのとき、母ヶ浦の被害がさっき申し上げたように、40%ぐらいがかった。そして、1階はつかってしまって、2階から船でおにぎりを届けたというようなことがあっております。私もちょうどそのころ、まだ小学四、五年生ぐらいだったかと思えますけど、記憶にあります。その後も雨のたびごとに心配をいたさねばなりません。現在も議員をしていただいております松尾征子議員は、何回となく調査に来ていただいて、お国への陳情までしていただいております。私は感謝をしております。ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

また、七浦出身の偉大な政治家、大島包先生の現役のころでしょうか、多分15年、20年ぐらい前だったと思えますけれど、その樋門の橋梁化が推進されていりましたが、現在どのようになっているか。七浦地区西部環境問題でも常に出ていることと思っておりますが、お尋ねをいたしたいと思えます。

以上で、最初の私の総括質問を終わりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

農林水産課長（平石和弘君）

1次産業の振興方策の4点についてお答えをいたします。

まず、1点目は中山間地域等直接支払制度の件であります。

この制度は、平成12年度から始まりましたけれども、目的は生産条件が厳しい中山間地域において、平たん部と中山間地の生産品格差の約8割を直接支払いすることによりまして、農地を農地として守り、農業の持つ多面的機能を維持していこうとするものでございます。

仕組みの基本条件は交付金の対象農地について、5年間は耕作放棄地を出さないようみんな  
で守ってくださいということをございまして、農業者の死亡、病気等により耕作が不可能と  
なった場合など、不可抗力を除き、耕作放棄地が出れば集落全体の交付金をさかのぼって全  
額返還しなければならないという厳しい条件、決まりがございます。交付金は集落で一括受  
け入れをしてもらいますが、その配分割合は農家への個人配分50%、集落の共同取り組み活  
動の配分割合50%となっております。平成17年度から21年度まで2期対策に入っております  
けれども、市全体で平成18年度実績、参加協定集落数が36、参加農家数が延べで1,868人、  
協定締結面積が水田で358ヘクタール、畑850ヘクタール、交付金総額が112,195千円となっ  
ております。

それから、共同取り組み活動の主な使途でございますが、議員からもございましたけれど  
も、市全体でデータをとっておりますが、水路、農道等の簡易基盤整備費に使用している協  
定が最も多く、24.8%が充てられております。次いで、水路、農道等の維持管理費15.7%、  
共同利用機械購入、施設整備費に12.7%となっており、積立金として3.3%という状況にな  
っております。直接支払金の使用方法につきましては、集落協定、関係者全員の合意があれば、  
ほとんど制約がなく支出できることにはなっております。しかし、関係役員の方々には  
耕作放棄地を出さないこと、それから、交付金の50%の使い道の合意形成につきまして、い  
ろいろと御苦労をされておると思っております。どうか今後とも集落協定、関係者全員の方  
にはお互いに協調をし合っていただきまして、よりよい集落づくりのために、この制度の活  
用をお願いしたいと思っております。

次に、2点目は農地・水・環境保全向上対策事業の関係についてであります。

この対策事業は、平成19年度から23年度までの5年間の継続事業として行われますけれど  
も、鹿島地区を除く5地区では地区全体で一本化した組織ができて、鹿島地区では大字  
重ノ木と若殿分が対象となりましたので、市全体としては7つの活動組織が設立できており  
ます。参加協定集落といたしましては、鹿島市全体84集落ございますけれども、参加集落は  
70となっております。交付金総額は毎年約77,000千円となります。

さて、各地区組織での取り組みの内容についてであります。組織構成につきましては、  
基本的には区長会と生産組合の連携を軸に、地区振興会や関係団体代表者を構成員とされて  
おりますが、それぞれ地区の特徴が出ています。今後、いろいろな発想が出てきて、  
発展してからいいと考えておりますけれども、もう既に各集落に対する配分方法や地区全体  
事業についても各地区の個性や直面している課題を反映した活動計画ができ上がっており  
ます。

さて、市の役割といたしましては、7つの活動組織と協定を結びまして、活動計画の内容  
が市の施策の方向性に沿っているかどうかということ、それから、計画どおりの実践が履行  
できているかを確認しなければなりません。市には大きな責任がございますし、この事業の

全体趣旨が浸透いたしまして、地域全体の農家、住民の皆さん、関係団体から喜んでいただけるのかぎを握るのは市の考え方と対応にかかっているというふうに思っております。それで、鹿島市土地改良区と一体となりまして、活動組織に対しましてはしっかりサポートをしていきたいと考えています。

それから、直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策の実施が重複する中山間地域では、その活動の内容が一部重複するというので、その仕分けをどうするかという整理が必要になってまいります。懸念されていますこの用途につきましては、混乱することがないように、仕分け方についてしっかり明示をしていきたいというふうに考えております。

次に、3点目は集落営農の組織化の関係であります。

小規模農家や中山間地の小面積しかない集落に対する支援についての考えはどうかということでございます。中山間地においても、水田の規模は小さく、いろんな複合形態があるわけですが、集落営農を推進する必要があると考えております。農業を柱にして、地域の課題を克服しながら、どのように活性化の方向に持っていけるのかという視点で、地元の皆さんと関係機関が危機感を共有いたしまして、それぞれの集落、地域の実情に合った機械の共同利用や作業の共同化により、効率化する組織がつかられないのか。平成21年度まで実施をされます中山間地域等直接支払制度の集落組織を活用いたしまして、集落の主体的な話し合いが持てる体制づくりが大切ではないかと考えております。話し合いが持てる体制ができましたら、集落に出向いて一緒に検討を行うことができるというふうに思っております。具体的には、ことし5月30日設立できております鹿島市担い手育成総合支援協議会、この構成には農林事務所、農業改良普及センター、農業委員会、農協、農業共済組合、土地改良区となっております、この中で検討を行い取り組んでいきたいと考えております。

以上の3点につきましては、農政改革の一環で対応をいたしておるわけですが、いずれの事業につきましてもスケジュール的に強行な面がございます、議員からもありましたように、地元の区長さん、役員さん方には大変御苦勞をかけておると思っております。どうかこれからの実践につきましては、私たちも関係機関と連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、4点目は台風13号の支援策についてお答えをいたします。

昨年直撃をいたしました台風13号に対する支援策は、県と連携した農作物施設被害の復旧支援補助金として、総額64,963千円の支援を行いました。また、金融対策として農協の災害特別基金と連携をいたしまして、利子補給事業を創設いたしました。これにより農家の実質負担金利は0.5%でございます、融資総額87,830千円に対しまして平成23年度まで5年間の利子補給を行います。

以上、私のほうからは以上でございます。

議長（橋爪 敏君）



山本産業部長。

産業部長（山本克樹君）

御質問の自然災害に対する対応というところで、最後に18年度の実績を今、課長のほうが申しあげましたので、その2番目に飯田漁港の問題が御質問がありました。このことを私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

飯田漁港につきましては、もともと避難港としての機能はありません。いわゆる、これは平成3年でしたか、平成何年かな、約8億円ぐらいかけて整備された漁港でございます、漁業のための水産物とか、いろんな資材の積みおろしと、そういったところに利便性を図るという、そういう目的で整備されたというふうなことでございます。

昨年の台風13号、非常に強い風台風であったわけで、各地に大きな被害をもたらしたわけでございますけれども、こういったときに、すべての漁港がすべてその避難港の機能を持っているというのが、これはもう万全だというふうに、最善だというふうに思います。しかしながら、場所的な問題、地理的な条件といいますが、こういった強い台風に耐え得る漁港となりますと、どうしてもこれは限られてくるのが現状ではないかというふうに思います。

御質問されたのは、13号台風が終わった後に漁協の幹部の方から飯田漁港のお話はあっております。避難港として何とか整備できないだろうかというふうな話、そのとき新たにできたわけでございます。ただ、避難港として整備をするとなりますと、莫大な投資が必要になります。じゃあ、それをそうしますよという話にはなかなかありませんので、何か今までと変わったことに付加価値を新たにつけてほしいとかという話があるとすれば、それが可能なかどうか。その辺、実は水産業振興、ほかにもいろんな事業が山積しておりますので、やはり優先順位というふうなこともあると思いますので、このことも含めまして関係者の皆様方と協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

商工観光課長（福岡俊剛君）

松本議員の観光客と農漁業の連携についての中で、リンゴの木のような制度はないだろうかということでございますけれども、これにつきましては、昨年でございますけれども、佐賀県の流通課のほうから台湾の方を対象とした鹿島のミカンの木の制度はどうでしょうかというふうな話があります。それで、私どもとしては、七浦地区の生産者の方に一応話をしてところ、ぜひ地元振興につながるから進めてみようということで、現在それを進めております。

これの内容でございますけれども、鹿島のミカンの木のオーナーになってもらい、春の開花期とか秋の収穫期に鹿島に来てもらって収穫作業体験等を通じて、地元との交流を図るものでございます。中では、ミカンの木にネームプレートをつける、また、オーナー証明書の発

行を予定いたしております。それから、契約金でございますけれども、大体1本60キロ収穫ができるものが約37,400円程度で契約する見込みでございます。定員としては、大体30オーナー程度を予定されておられます。

これの効果でございますけれども、やはり鹿島も観光振興及び交流人口の増になるであろうということ。また、ミカンの木のオーナー制度により、ミカンの付加価値が上がるとともに、販売額がふえれば生産農家の生産意欲の向上につながることでありたいと思っております。

募集につきましては、本年の8月17日から19日でございますけれども、台湾のほうでさごと三越のほうで台湾佐賀県フェアが行われますけれども、この中で佐賀ミカンのセールスのプロモーションとミカンの木のオーナーの募集を行う予定でございます。また、母ヶ浦面浮立の公演等を行い、鹿島の観光PR等もいたす予定でございます。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

都市建設課長（田中敏男君）

3番議員の大きい2番目の治水事業についての御質問に答えさせていただきます。

その中の(1)の中木庭ダム竣工に伴う観光資源としての活用についてでございますけれども、まず、ここを観光資源として活用するためにはどのような整備等を行っていくかということになりますけれども、ダム周辺整備を担当しております私のほうから答えさせていただきますしたいと思います。

ここの整備につきましては、平成15年2月に策定しました中木庭ダム周辺整備基本計画というものをベースにと考えておりますけれども、このほかに市議会ダム対策特別委員会からの貴重な御提言もいただいておりますけれども、これも参考にさせていただきながら順次整備を行っていきたくて考えております。

整備に当たりましては、この整備地域を能古見峡ゾーン、それから渓流体験ゾーン、湖畔レクリエーションゾーン、交流広場ゾーン、それから、森林ふれあいゾーンの5つのゾーンに分けて、それぞれのゾーンにマッチした施設等の整備をしていきたいということ考えております。

この事業は、平成18年度から既に取り組んでおりますけれども、今年度、平成19年度でございますけれども、今年度計画しております事業といたしましては、丸木庭広場作成工事、それから渓流広場整備工事、渓流広場用地の買い戻し、丸木庭広場の実施設計、それからトイレ詳細設計を計画しております。

次に、(2)の2級河川母ヶ浦川の治水対策についてでございます。

御質問の母ヶ浦川の国道207号にかかる暗渠の改修につきましては、ずっと以前からの課題として現在まで残っているものでございますけれども、ここの改修をするためにはこの部

分を通行どめにして工事をやらなければならないということで、この国道207号線の迂回路が必要となります。しかしながら、現在の道路の状況では迂回路の確保が困難なため今日に至っているところでございます。これにつきましては、毎年地元から土木事務所のほうへ要望をさせていただいておりますけれども、今後とも地元と一緒に県への要望をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

ありがとうございました。それではまず、1番目の中山間地直接支払いに関連いたしまして質問をいたしたいと思います。

広範囲でわかりにくい点もあろうかと思えますから、多良岳パイロット地域に限定いたしまして現在荒廃園がどれくらいあるものか。また、その対策として、どういう考えを持っておられるか。今のところ大きい面積での取り組みは、お茶園が何箇所か入ってきていると思いますけれども、幸い昨年の企業の誘致の実績として、鹿島に来鹿いただいたジュース関係のビバレッジ佐賀が加えられておりますけれども、そことの連携等については考えておられないものか、質問いたしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

多良岳パイロットの荒廃地の状況ということですが、多良岳パイロットのミカン園は昭和39年から56年にかけて国営事業で造成をされましたけれども、造成面積が620ヘクタールとなっておりますが、これが平成14年の2月の資料で申しわけないんですけども、390ヘクタール程度は残っておるということになっております。これは、耕地面積です。テラス面積は別になりますけれども、耕地面積で629に対しまして390が残っておるということでございますので、そういう状況でございます。

それから、荒廃園に対する対策ということですが、基本的な考え方といたしましては、平成18年3月にJA佐賀、佐賀みどり果樹産地協議会というのが発足をいたしております。これは全国的ですけれども、果樹産地行動計画というものを策定されております。この内容が生産、それから流通販売、すべての計画になっておりまして、この中身によって具体的な実践計画を進めていくこととなります。当然、この協議会において、荒廃園対策は重要な課題ということで、それぞれ労働力、調整検討、園地流動化検討、消費拡大促進検討という作業部会がございますので、この中で基本的には検討をしていくことになるというふう

に思っております。

また、具体的には議員から申されましたように、茶園の振りかえの可能性ですね。これがあろうかと思えます。既に七浦、嘉瀬ノ浦地区になると思うんですけれども、これは嬉野の方が約6町ほどミカン園を購入されまして、茶園に切りかえをされております。造成済みとなっております。こういうふうな現地の状況でありますから、お茶ということに対しては可能性があると思えます。また、JAビバレッジさんとの協議、そういったものも茶園の可能性の中で検討をしていくことになるというふうに考えております。

そのほかには、和牛の放牧ということが今注目をされております。佐賀県におきまして、和牛の放牧推進プロジェクトというものが平成18年度立ち上がりまして、県内5カ所で放牧実証展示法が実施をされます。その中に、平成19年度新規で鹿島が1カ所、面積2ヘクタールで予定をされておりますので、この放牧の試みも一つの考え方というふうに思っております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

はい、ありがとうございました。ぜひ、前向きに努めていただきたいと思います。

また、和牛の放牧等については古川知事じゃなかですけど、中国のほうで唐津の和牛農家が飼育をされるとかというようなこともっておりますので、ぜひ、鹿島でも成功させていただきたいと思います。できれば、果樹の園地を維持していきたいという方もいっぱいおられるし、実際私もそう思っておりますけれど、荒廃園等をまた既存の園地をまとめて規模拡大等をしていこうとする中で、どうしても買収というふうなことになるわけですけど、その際、流動化についていろんな問題が出てくるわけです。そういうふうなことで、できれば土地は、大地はお国のものだという考えで、国へ献上していただくとか、市へ返上していただくというようなことがあればうまいとこいくんじゃなかろうかという気がしますけれども、これはとてもかなうことじゃなかろうかと思えます。こういう面を踏まえて、農業委員会事務局長の発想で何かよか方法がなかでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

山田農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田次郎君）

余り大きい問題でちょっと発想というか、今農地の流動化推進につきましては、うちのほうと申しますか、市と農協、JA佐賀のほうでやっておるところであります。その中で、実際的な実務につきましては、JAのほうの農地流動化専門員さん、これ1名さんですけど、1名さんが頑張っていておるところです。その中で、いろんな問題がっております。

やっぱり所有者が亡くなられて相続という形になったときの相続の権利のある方について、貸し借りについての同意をいただかにかいかんというようなこともあります。その中でもっとどうしようもない事例が、貸し借りが成立している中で、貸し手側の方が亡くなられて、その相続の権利を有する方が相続を放棄された場合、相続の放棄をされた農地につきましては権利者がおらんような状況になっております。そういう事例がちょくちょく出てきております。そうなった場合、この流動化推進事業といいますのは、やっぱり従事者の高齢化、または後継者難、片方では担い手のほうの農用地の利用集積という観点から進められておるところですけど、なかなか面的整備、面積集積をする場合においても、ぼつぼつ虫食い状態のようところが懸念されます。そういう意味におきまして、そういう相続を放棄された農地について、だれか権利を有するような制度をつくっていかないと今後虫食いのままで借りたい人も借りられないような状況が出てくるかと思えます。そういう意味で、新たな、簡単に、そして確実なそういう制度が今後は必要かなというふうな気がしております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

3 番松本末治君。

3 番（松本末治君）

ありがとうございました。ひとつよろしくお願いします。

(1)、(2)、(3)全部に関連しますから、1つだけお尋ねしたいと思いますけれど、佐賀県において、去る14日から県議会が開催されております。県の6月補正予算案に中山間地総合整備事業が盛り込まれたことを受け、鹿島市は6月補正予算案に関連事業を計上すると発表が、6月9日の新聞紙上で掲載されておりました。関連質問で申しわけありませんけれど、概要の説明をお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

産業部長（山本克樹君）

関連ということでございまして、総合整備事業について御答弁申し上げたいと思います。

本事業は、県営事業であります。先ほどおっしゃったように、県当局は6月の県議会に本事業を補正予算で提案されるということですので、当市もそれに合わせて補正をお願いいたしております。これは後日御審議をいただくものと思っております。

最終的な事業の決定ということになりますと、県議会での承認といいますが、採決といいますが、県議会での審議の結果が最終決定というふうなことになります。予定では7月の初めぐらいというふうに、審議されるのがですね、そういうふうなことでお聞きしております。事業が決定されるとします。そうなりますと、大体年度ごとの予算が、事業内容とかというのにずっと展開されていくわけでございますけれども、今の情報では現時点では、これ総額

は1,040,000千円の総事業費でございます。これを6年間でというふうな情報が入ってきておりますので、そういうことを県議会で採決されればそういう形になると思います。19年度につきましては、そのうち70,000千円くらいになりそうなんです。そういった配分になるのではないかというふうに考えております。そうなりますと、その範囲内での事業をどうするかというのが決定されるというふうなことになります。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

ありがとうございました。待望の中山間地総合整備事業でありますので、微妙な時期でもありますから、よろしく願いをいたしたいと思います。特に七開地区の水の問題というのは3月の議会の中でも市長は市費を投入してでもというような気持ちでおられたようで、ぜひこの事業を活用できればということで期待をいたしております。

続きまして、(5)番の件ですけれど、さっきも申し上げましたが、昨日も先輩議員のほうからグリーンツーリズムについては取り上げておられましたけれど、鹿島での実績があるものか。できれば、私は昼は山へ草刈りに、夜はまちへ、スカイロードから親不孝へといったあんばいに取り組みればと思っておりますけれど、そして、宿泊はまちの中でというような、田舎とまちと連携して対応ができれば、まち全体が潤うんじゃないかなろうかという思いがありますけれど、商工観光課長どがんでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

商工観光課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えをいたします。

グリーンツーリズムの実績ということでございますけれども、今現在では具体的農村宿泊の事例はあっておりません。ただ、民間等で行っている体験ツアー等は予定をされております。ちなみに、七浦地区振興会あたりでも日帰りのツアーということで、16年度から一応予定をされておまして、昨年度は4回ほど開催をされまして、130名ほどの参加があっておると聞いております。また、佐賀大学と連携をいたしました七浦地区の振興会のほうで、ふれあいガタリンピック、これも昨年も予定をされまして、本年もまた8月、もしくは9月に予定をされておられます。

それと、あとは干潟環境教室ということで、これは平成13年からでございますけれども、ことして7回目を迎えたということで、本年は約71名の参加があったと聞いておまして、やはり干潟体験とかをされながらですね、これは市内の公民館等に宿泊をされているということでもあります。

それと、あと七浦地区の個人の方でございますけれども、18年度は体験学習ということで約200名ほど来たとお聞きをいたしております。本年度は七浦地区のほうで七浦の体験農園の会というものを4名の方が組織をされまして、やはりまた体験農園等を行う予定であります。

それと、あと浜地区のほうですけれども、酒造会社のほうで田植えから酒の仕込み米ということで、17、18ということで予定をされたと聞いております。

こういうふうなものを進めながら、やはり先ほど議員がおっしゃったように、まちとの連携ということですね、ああいう宿泊につなげていって、交流人口がふえればということで思っております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

大きな1の1次産業振興についての総括的なことで、佐賀県知事古川康さんがマニフェストの中で農林水産業において、県産品の海外宣伝に力をとということの中で、さっきも福岡課長のほうからありましたけれど、台湾で県産ハウスミカンナンバーワンブランドに育てよう、8月には知事みずからトップセールスマンとして台湾へ行かれる予定。また、有明海の養殖ノリを急速に経済発展を遂げている中国への輸出をねらうなど、鹿島にも大きなかわりがあるかと思えます。そこで、しっかりした相乗効果をもたらすよう、ぜひ御尽力をお願いしたいと思いますけれども、その点で産業部長から何かありますか、お願いします。

議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

産業部長（山本克樹君）

農産物等の海外展開ということにつきましては、県はこれまでに農産物の海外市場開拓推進事業ということで、香港とか台湾とか中国とか、そこに佐賀米、お茶、イチゴ、ナシ、ミカン、そういったことを佐賀フェアとしてPRをされてきたところでございます。

19年度からは、これがもう1つ充実されまして、農水産物と輸出促進協議会という組織を立ち上げられまして、さらに充実を図っていこうというふうなことでございます。先ほどから出ていますように、8月からの台湾で取り組みも本協議会の事業の一環というふうなことで聞いております。

私どもも今回ミカンの木のオーナー制度ということをここに盛り込んでいただきましたので、当然我々の出費も伴いますけれども、ぜひ参加をさせていただいて、鹿島市のミカンの木のオーナーを台湾で募集をしたいというふうなことに取り組むようにしております。こういった基盤は当然我々行政で取り組んでいきたいと、あとは民間の皆様方がどう展開されて

いくか、どう生かされていくかということにかかってくるのだと思います。ですから、役割分担をしっかりと、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

ありがとうございました。ぜひ、前向きで民間の御指導、また活力が出るようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、大きい2番、治水事業の件で中木庭ダム周辺の取り組みがありましたけれど、ダムの上流には平谷温泉もあります。そういうことで、できれば宿泊してもらえるような対応ということで、オートキャンプ場なんか考えありませんか。

議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

都市建設課長（田中敏男君）

オートキャンプ場をつくったらどうかということですが、その市民の皆様方はもちろんのことですけれども、ここにおいていただく方々のニーズに沿った整備が必要であると考えております。そういうことで、御質問にあったようなことも視野に入れながら今後検討を加えていきたいということで考えております。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

中木庭ダムが竣工いたしましたので、今後は中木庭の周辺整備にかかりますが、それと同時にソフトをどういうふうに乗せていくか、これが大きな課題になってまいります。これは中木庭ダム周辺の問題のみならず、ここは国道444号線のいわば考えによっては南側の入り口ですから、佐賀県の、鹿島市の。今まではどん詰まりというような感覚であそこはあったわけですが、逆に考えれば入り口じゃないかということ。それから、まだ自然がいっぱいそのまま保全をされている。こういう中で、私は2カ月ぐらい前も中木庭の皆さんと、格好よう言うぎ食事を夜しながら、いろんな今後のことについて皆さんと話しましたし、10日ばかり前もまた会おうということで皆さん各戸から寄っていただきまして話し合いをしておりました。そういう中で、あそこの自然のたたずまいを壊さないようなということはやっぱり共通認識として持っておられるようです。ただ、じゃあ具体的にありゃいかんとか、こりゃいかんとか、これはよかとか、めいめい言うたっちゃ一緒ですよ。共通認識として、こういう集落にすることによって、まずしたいと、そのことによってどういうふうに振興策を上乗せしていくか、あるいは鹿島市全体の観光拠点としての位置づけがどうなのか。こういう共通認識をまず醸成するところから始めましょうという話を実はまいりました。



今、もちろん周辺整備事業として計画は策定をしておりますが、それ次第によっては若干の変更も私はしていいと思うんですね。そういうことを、地元の人々といろんな話し合いを深めながら、個々の方向性、整備、こういうものも図っていかないかんといいうふうに思っております。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

ありがとうございました。本当に444号線の関係、大村、長崎との連携というか、かかわりもありますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

今フィッシングというのがかなり盛んなようですけれど、私は余り興味がなかったんですけども、有明海でも先日1メートルぐらいのスズキを釣ってきた友達がありますけれども、そのフィッシングというようなこともダム周辺というか、そういうこともぜひ考えていただければということでお願いをいたしておきたいと思います。山ではニジマスとか、自然のイワナとかというのがおるかどうかわかりませんが、そういうことで、また有明海はスズキとかいろんな魚もあるわけですので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、手前みそにつながりますけれど、母ヶ浦川河川の問題ですが、本当にもう梅雨時になれば、雨が降りさえすれば、ちょうど私はそのダムの管理棟におるような立場ですから、いつも心配をせにゃいかんとですけれど、ぜひ橋梁化というのはさっきも課長からありましたように、迂回路の問題等でなかなか進まない点もあるかと思っておりますけれど、昨年も母ヶ浦川の上流のほうで川岸の擁壁が壊れたというようなこともあっておりますので、その辺の補強等について、ぜひ気を許さんで対応していただければと思っておりますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

都市建設課長（田中敏男君）

母ヶ浦の橋梁の改修につきましては、引き続き区長さん方と一緒にやって要望活動を続けていかなければならないと思っておりますので、ことしもまたやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

初めてで本当に最後まで上がりっ放しでありましたけれども、市長まで答弁いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願います。

終わります。

議長（橋爪 敏君）

以上で3番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時20分から再開をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時19分 再開

議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番議員中西裕司君。

11番（中西裕司君）

11番中西でございます。一般質問をさせていただきます。

今回、私は久しぶりの一般質問になりました。また、今回の選挙におきましてはゼロからのスタートという意味で、私は今回の選挙戦を戦ってきたわけであります。まず、耳ざわりかもしれませんが、私が今回どのような選挙をやってきて、市民の皆さんに訴えかけてきたかということをお披露まず申し上げたいというふうに思います。

と申しますのは、このことが私の今後の市議員としての政治活動の基本的なことになるからであります。これは議員の皆様も、市長以下職員の皆様も御理解をいただくなり、御意見をいただくために今回そのようなことでやらせていただきます。

今の鹿島についてでございますが、やはりもう1度ここで我がふるさと鹿島の特性を生かしたり、つまり従来から村おこし、まちおこしという観点で鹿島の市政の発展を考えたいとあります。再びそういう観点がいま1度必要ではないかなと、そのように私は思います。美しいふるさと鹿島の発展のために、いま1度そういう立場で今後の鹿島市政の発展を願うものであります。

市長が今回の所信表明の中で言われましたが、いわゆる地方分権の時代が今すぐ来る、これは私も承知をしております。自己決定、自己責任、自己負担という地方分権の時代であり、地方が主役となるそういう時代であろうという認識も私はしております。しかし、一方では財政的に見れば、やはり3割自治という現状は認めざるを得ないと思います。理想は高く、現状は非常に理想とはほど遠いところにあるのが今の鹿島ではないかなと、そのように理解をするものであります。

他方、市長の権限というのは強化され、拡大される傾向にあります。議会の役割は、その肥大化していく執行部の権限を十二分にチェックをしていく、これが議会の役割であろうと、そのように私は思っています。

私も選挙広報にはっきり書きましたけれども、私の役割は議会のチェック機能を増すこと、これがまず大事である、そのように考えて選挙広報には載せております。そして、もう1つ

は、やはり議員として政治活動をする中で、提案型の議会活動をすること、このことも私は選挙広報にうたって市民の皆さんの判断を受けてきたところでもあります。提案型の議員活動をするということは具体的な事業もありますが、やはり鹿島市全体の浮揚のための政策であろうと考えています。好き嫌いで物事を判断することはあり得ない、そのように私は思います。最終的な理由はいろいろあるにしても、政策そのものへの誹謗中傷をやり、好き嫌いで政策立案はできないものと、そのように私は理解をしております。

そういう意味で、今回選挙を通じて私が具体的に後援会活動なり選挙活動を通じて市民の皆様一言を御披露申し上げたいと思います。

まず、鹿島の現状をこんままでよかとね、そのようなことで私は集約をして現状認識をしたところでもあります。

私は今までどちらかと言えば、構造的なもの、ハード的なものそのものに対する意見が私自身多かったようなことがありまして、反省をいたしました。まず、第1番目にやることは、やはり教育、福祉、医療の充実を目指すことであります。詳細に申しますと、昨年は病後児保育事業の採択を目指して2,000名の署名活動に私自身参加をいたし、そして、陳情をいたしました。これは、若い女性の子育て支援をする一環でもあります。また、明倫地区に時間外児童保育の場所をふやすよう提言しています。このことは、昨年の国の方針により、学校区ごとに時間外児童保育所をつくるということで、県を通じて政策が実現しております。先ほどの文教の行政視察におきましても、北鹿島地区でいただいた資料の中には明倫地区に既に2つの時間外児童保育の場所が提供されております。既にこれは実現しておりますので、私が言ったから実現するというではありません。

もう1つは、低学年の英語教育の必要性を感じています。これもさきの文教の研修の中で、教育長より国の方針として英語教育の問題を取り上げて、どのような形で進めていけばいいかということの、明倫小学校にそれが付託されて授業として今回やるというようなことで、これは後ほど予算審議の中で説明があるというふうに私も理解をいたします。

もう1つは、やはり鹿島の今の現状の都市基盤の整備を目指しますということです。西九州発展のため新幹線の必要性をかんがみ、鉄道を守るため、県との協議は継続し、市の振興策を示し確保すべきです。そのための地域振興基金（50億円）の創設を働きかけています。武雄鹿島道路（新規）の県の提言は検討し、その早期開通を実現させ、県営工業団地の誘致を図り、企業の進出を促し定住人口増加のため、若者の働く場を創出します。

もう1つ、6年前倒しになる有明海湾岸道路（佐賀県側）の鹿島方面からの早期着工を提言して新県立病院へのアクセス（15分）を確保します。

長崎新幹線西九州ルート、あるいは長崎本線の現在の経営分離の問題、それぞれに絡んだ問題ではありますが、私の地域振興基金、これは（50億円）としておりますが、開通のためには10年ぐらいかかるということでございますので、年間5億円の10年間ということで単純に

50億円ということを掲げております。

もう1つは、先ほどから松本議員のお話の中にありました中木庭ダム完成後の周辺整備を改めて取り上げていきますということ。

あるいは、これは市長の演告にありましたが、市道浜鮎越線の早期完成、浜川河川整備事業に引き続き予算確保をお願いしています。

百貫漁港の早期着工を推進します。これも市長の演告の中にありましたが、これは現在松尾議員がこの件については非常に詳しく今回の議員議席を確保されたということで、このことについてもかなり今後進捗が早まるのではないかなと、そのように期待をしております。

有明海再生のための（仮称）有明海博物館、これは県立であります、構想を実現したいと思えます。

以上、具体的に上げましたが、これが都市基盤の整備を目指しますという私の政治活動の一つであります。また現在、農業にしても、漁業にしても、商工業にしても鹿島の産業の振興は非常に停滞化、あるいは後退化という時期であろうと私は認識をしております。幸い、先ほどありましたように、中山間地の振興については今回事業採択となり、新たな予算ができたところであります。これも選挙期間中を通じて、各地域からさまざまな意見を出されております。特に七開地区の井戸の問題については非常に御心配をされておったところであります。

もう1つは、私は地場産業と観光を組み合わせた仮称鹿島ふるさと村（ファクトリーパーク）の基本構想を策定しています。これは随分昔に私は皆様に御提言を申し上げたところでありますが、鹿島の観光と地場産業を結びつけることによって、新たな産業の興しをしたいという意味でファクトリーパーク構想の中でありますので、それを提言してきたところであります。

また、観光トイレ研究会の会長として観光トイレを提案し実現をしています。これは、現在部長をされております方が商工観光課の課長のときに新たな観光トイレをつくる、あるいは市内のトイレを改善していくという、いろんな意味での方向で御提言を私が500千円の補助を受けまして、まとめて皆さんに御披露したものであります。

また、先ほどの松本議員のお話にもありましたように、今後は集落営農の推進というのが大事であります。農の心を大切に周辺の環境整備を図っていますということで、私の今回の選挙における具体的なことであります。

選挙戦を通じて、二、三、市民の皆さんから指摘がありましたので、それを御披露したいと思えます。

まず、議員研修についてであります。議員研修に行くのは構わんけども、議員研修の成果が何か反映されておりますかという御質問を受けました。非常に、今まで議員活動をしてきて、なかなかそういう事例はなかったかなというふうに思いましたが、1つ、生ごみの処理

をする事業については特別委員会でも、あるいは文教厚生の中でもその問題は取り上げて、より具体的な形で、これは谷口議員が特別委員長をしたときであったろうかと思いますが、そのようなことで提言をしておりますということを申し上げをいたしました。やはり今までの議員研修について、かなり市民の目から見た場合、何か期待外れのところが市民の目から見ればあるのではないかな、今後私たちも議員研修というものの内容については十分議論をしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、フットサルの愛好会の若い世代の言葉であります。武雄でフットサルを今後する、そして、お客さんと呼び込むということを武雄市長は提言していますが、鹿島にもフットサルの愛好会というのはかなり多うございます。若い力をやはり市政に反映したり、あるいは若い力を鹿島の将来に向けて育て上げていくという意味では、これは一つの例であります。若い人たちが集まるサークル活動、あるいは愛好会活動、そういうものにもどんどん目を向けて援助をしてほしい、そのように思います。あるいは、体育館の使用の問題、やはりなかなかとるのが厳しいという状況のようです。これは市の職員の中にもフットサルの愛好会があるというふうに聞いております。

もう一つ、50歳代の会合に私も呼ばれて行ったことがあります。なかなか市の経済は非常に厳しいという御意見でございます。自分たちの子供たちが大きくなるときに心配をされておりました。これは建設業を含めて、今の市内の産業の方たちの不景気感といいますか、不景気感がいっぱいです。その不景気感をやはり今後の市政の中では払拭していく努力をせねばならない、そのように考えております。

私の選挙活動を通じて、今後の議員活動の参考のために、私はこれを基軸に今後の政治活動をやってまいります。市民の皆様、あるいは議員の皆様、市の職員の皆様、何とぞ実現のために御協力をお願いしたいと思います。

そこで、当面する市の課題についての問題であります。2項目上げております。長崎本線の問題、もう一つは公益通報制度の問題であります。特に長崎本線の問題については、市長みずから期成会としては並行在来線の分離には反対するという結論であります。私はもっともっと結論を導くためには、まだまだ不十分であるという立場でありましたが、結論を出した以上はということでございますので、結論を出された後の問題について私は質問をしてみたいと思います。

1つは、今回の期成会における声明文の問題であります。第1項目では、県との協議は進めるということがあります。2項目めでは、経営分離を前提とした条件等についての協議はしないというふうにあります。私がなかなか理解できないのは、2項目めについてはわかります、いろんな振興策含めてですね、鹿島の浮揚策のことを前提とした協議は応じない。これは今までの市長の立場でありますから理解ができます。いわゆるさかのぼってみれば、井本知事の時代に検討に値しないというふうに返答をされたこともありますので私は理解をい

たしますが、1項目めの県との協議は進めていくということであります。具体的にどのような形で何を協議されていかれるのか、私はその点についてお聞きをしたいと思います。

もう1つは、常に市長が言われます6項目の確認書の問題であります。これにつきましては、私は市民の知る権利を尊重すべきである、そういう立場で今までやってきました。1年前ぐらいの鹿島市議会と知事、あるいは市長との勉強会の件もそのような立場であります。私は、この知る権利を大事にしたい。市民が何も知ることなく、あるいは知らせることなく問題を解決していくということであれば、僕は重大な民主的な手続の中では大きな欠陥になろうと、そのように思います。これは、市長と語る会をしたときもそうであります。あるいは県が先日長崎本線の鹿島駅でチラシを配ったこと、これに対する反論もあるようであります。そして、最近NPOがした勉強会の中で、これは出席した方からお聞きをいたしました。県も市も両方とも担当が出席されて、そして、それぞれの勉強会をされたようでありますが、このNPOの勉強会もどちらかと言えば6項目に触れるというようなことでの御意見もあったようにお聞きをします。やはり市民の知る権利を大事にすることが、まず権力者たる市長の役割ではないかな、そのように思っております。

もう1つは、今回議会のほうでも決まりましたが、24、25の陳情の問題であります。この問題については、私は一身上の都合で一緒に同行できなくて申しわけなく思いますが、今現在、どのような段取りになっておるのか、陳情先がどこなのか、具体的に時間がとれているのかどうか、スケジュールができていのかどうかお聞きをしたいと思います。

もう1つは勉強会の問題ですが、これは現在まだ議会においても議運の委員長はまだ正式な申し込みをしていないと、どうもマスコミのほう先走りしているというようなところがあるようでございますので、この勉強会についても私は問題提起をしたかったんですが、そのような手続的にまだ十分でないということでございますから、これは今回の質問からは外しておきたいと、そのように思います。

まず、長崎本線については期成会の声明文の問題、そして、6項目の確認書の問題、知る権利との関係ですね、どのように考えておられたのかお聞きをしたい。

陳情につきましても、今回議会のほうで積極的に取り組んでいくということでございますので、その東京での、陳情先での具体的なスケジュールが、段取りが決まったかどうかお聞きしたいと思います。勉強会については、これは今協議がなされるということでございます。市長と知事が一緒になって、合同方式でやられるというものも私は期待いたしまして、この質問はこれぐらいにしておきます。（「正式要請はあした」と呼ぶ者あり）ですから、そのようなことでございますので、マスコミ報道関係読んでみますと、そのようなことができておりますが、正式にまだ決まっておらないということでございますので、このことについては答弁は要りません。

そしてもう1つ、大きな項目でございますが、公益通報制度というのが今あります。これ

は食品衛生の問題なり、いろんなことで事件があった結果、いわゆる原因がやみくもに葬られていくというものをその職場なり、あるいは職員なり、そういう方が気づいた場合に安心して通報をして、そして、そのことが全体としての社会の安心・安全につながるということであろうと私は今回認識しております。公益通報制度について鹿島市はどのように取り組んでいるのか、まずお聞きをしたいと思います。どうしても通報する場合、第三者委員会なりのそういう公平な窓口がなければ、私はなかなか言いにくいものになってしまう。やはり言いやすい状況をつくるのも役所の仕事ではないかなというふうに思っておりますので、いわゆる公益通報制度について、あるいは、これはもう法律ができておりますので、例えば、市のほうでどのような対応を今しようとしておられるのかお聞きをして、第1回の質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。竹下企画課長。

企画課長（竹下 勇君）

それでは、中西議員の質問に対しまして、JRの分につきまして私のほうから答弁をいたします。

総会の際に出しました声明文のことにつきましてですけれども、今後県とは何を話すのかというようなことでございます。これも常々申しているように、我々から県のほうに何の話をしましょうというテーマはございません。話がなければ、もうそれでいいというようなスタンスでございます。ただ、県のほうが話をしたいということですから、それらのことについて協議をしていきたいということで、私たちが何について協議をするというようなことはテーマを持っておりません。

それから、6項目の確認のことについて、市民の知る権利と、それから、6項目めにあります合同方式での協議をやると、県と期成会の認識の違いのことについてですけれども、これは、私たちは県民、市民の知る権利に対しまして何も制限を加えているというつもりはございません。ただ、片方出ていって一方的なというですかね、片方の見方から見た説明をされるよりも両方一緒に聞かれたほうがよりよい判断ができるんじゃないか。だから、佐賀県の説明も聞いて、期成会の説明も聞く、そういう同じ人が同じときに、双方から話を聞くと、これが一番判断をするために情報を提供するのにはいい方法じゃないかというふうに考えているところです。したがって、佐賀県のみが説明をするような場合は、どうしても誤解を生じることもあるということで、我々と協議をしまして、相手方がどうしても必要だというようなこと含めまして、いろんな協議を前もってさせていただきたいということで県とは話をしているところでございます。

それから、NPOの勉強会のことにも触れられましたけれども、1度お話をしたところですけども、今後定期的にそういった話を続けていきたいという話がありましたので、これも

定期的にずっとやっていくということになれば、6項目めの確認が県とついておりませんので、6項目めの確認をまず県とさせてくれと、これが済んだ後にまた対応いたしますというふうなお話をしているところです。

それから、要望活動のことが言われまして、中西議員も都合がつけば参加をするつもりだったということ言ってもらっております。（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）そうですね、一身上の都合で行けないということだったんですかね、申しわけございません。長崎本線の存続期成会の会則を御存じのとおり、JRの経営分離に反対をし、存続をさせるという趣旨を御理解いただけなかったのかと済みません、勘違いをしたところでございます。これの日程につきましては、今人数等もふえましたし、調整を続けているところでございます。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

補足をいたします。

先ほど課長は6項目めの確認ができれば、例えば、議会の勉強会にしる、NPOの勉強会にしるいいですよということでしたが、6項目めということで「め」を外したほうがいいと思うんです、6項目なんですね。これは、1項目めには平成17年8月までに同意か、不同意かの結論を出すと、これはもう1項目入っているんです。だから、これは県との約束どおり8月末までに我々は結論を出しましたから、これを県も市議会議員の皆さんも、市民も尊重をする、これはやっぱり大事なことなんですね。それから、4項目めには、県は期成会の構成の市、町に対して無理に同意を求めるとはしないとあるんですね。ところが、これも大事なことなんです。ところが、県は今、結論を出したにもかかわらず、無理に同意を求めるとはしていないですかと、そういうことなんです。そして、6項目めも直接的に関係がありますが、両者、機会均等的に住民の皆さんに説明をして、市民の知る権利を保障していくということ、これをちゃんと守ってくださいということなんですね。例えば、県だけ行って、私には全然通知はないんです、事前の調整、連絡もありません、県だけ行って説明するというのは、これは明らかにこの項目の違反ですし、じゃあ、そういう場合には鹿島市長の考え方をそこに集まっておられる人たちに対して、鹿島市長の考えを理解してもらって、その機会は失われているじゃないですか。その知る権利はどうなるんですかということです。こちらを向いてちょっと聞いてください。いいですか、そういうことでしょうか。（「当然のことです」と呼ぶ者あり）

それで、例えば、知事さんは（「市長、答弁は短く」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと待って、懇切丁寧に説明しているんです。ちょっと誤解もあるようですね。県知事さんは知る権利を保障すると、同一歩調でそれは中西議員も言っておられますが、（「同一歩調



違うよ」と呼ぶ者あり)いやいや、知る権利問題ですよ。

議長(橋爪 敏君)

お互いの話やめて。

市長(桑原允彦君)

知る権利の問題ですよ。同じことを言っておられるようですが、我々との約束では、沿線の市、町全部の同意がない限り知事は同意をしない、これ大きな約束だったんですね。それから、長崎ルートの中身について十分検証をすると、それを県民に知らせる。その上で結論に導きましょうというのが協議を再開するに当たっての私と知事さんとの約束だったんです。これは何の協議もなされないまま、何の県民に、もちろん中身を検証しておりませんから説明することはありませんね。何の中身も県民に知らせることのないまま、知事は同意をして、そして新幹線推進ということをされた。これは県民の知る権利をこれほど剥奪していることではないと思うんです。私のほうばかり、県のほうも、中西議員さんたちも言われますが、そうじゃないんです。(「いや、違います」と呼ぶ者あり)いやいや、今あなた言われたじゃないですか、ほかにも言っておられる人ありますよ。だから、結局、両者、この6項目というのは両者が機会均等的にその場におられる人に説明をする、こういうやり方でいきましょうというのが、この6項目の精神なんです。そのこのところをよく御理解を賜りたいというふうに思うんですね。そのあたりが主なところですよ。

また、声明文の2項目め、経営分離の不同意の結論を出しているのに、経営分離を前提とした協議等は実施できない。これは理解できるということをお願いしたので、ありがたい話であります。

議長(橋爪 敏君)

北御門総務課長。

総務課長(北御門敏則君)

中西議員の公益通報制度についての御質問にお答えをしたいと思います。

この公益通報制度については、耳なれない新しい制度であると思っておりますので、簡単にこの制度についてまず概要を説明いたしまして、当市の考え方を述べていきたいと思いません。

まず、この公益通報者保護法というのは、先ほど申されましたように、内部告発を行った労働者を保護する法律でありまして、昨年、平成18年4月1日に施行されまして、施行後になされた公益通報について適用をするというふうになっております。それで、この公益通報というのは、自分の勤務先で不正なことが行われていることを実名で通報するということになっております。以前勤めていた会社や匿名での通報は対象にならないというふうになっております。それから、通報先ですけれども、1つ目は自分の勤務先、それから行政機関、それから報道機関等というふうになっております。この行政機関と申しますのは、自分の勤め

ている監督官庁や警察、検察等の取り締まり当局、それから報道機関等というのは当然マスコミ、それと消費者団体等というふうなことであります。

この公益通報保護法の対象となる法律は、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律として定められた413本の法律が適用の対象となるというふうになっております。こういうふうなことを受けまして、鹿島市といたしましても、この制度の制定については国からの指導等もありますので、制定に向けて今後できるだけ早い機会に制定するように検討をしていきたいというふうに思っております。

それで、通報しやすいように第三者機関等をつくらないかというふうな考えはないかということですが、これにつきましてもいろいろなことを考慮しながら、今後この第三者機関が必要ということであれば、そのような方向で考えていきたいと、まだそこまでの検討はいたしていないところであります。

議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。午後からの会議は1時から再開をいたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番議員中西裕司君。

11番（中西裕司君）

それでは、今後は一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、不同意後の声明文の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほど、ちょっと要約すれば、鹿島市のほうからは特別協議する必要はないんですと。県から何かあれば協議をするということが第1項目の分ですね。第2項目は、とにかくより具体的に書いてあって、いわゆる着工の条件を意味するようなものについての協議はしないというふうに考えていいですよ、2項目め。不同意ですから……（「経営分離を前提とした」と呼ぶ者あり）だから、経営分離を前提とした、例えば、各種いろんな条件がありますよね。そういうものが出てくるような協議はしないということでしたですね。そうすると、もう県との協議も何もないというふうに考えていいと思うんですが、その点どうですか。県からは、例えば、協議をするためのいろんなことが具体的に出てきているのかどうかお聞きをします。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

何回も言っておりますように、協議を前提とした話はしないということですから。それが

ら、私たちは不同意という結論を出しておりますから。しかし、その上で県からどうしても何か話があるということであれば、そういうことを前提として、しかも、何回も言っておりますが、6項目の今までの諸問題を整理して、今後もこれを堅持、遵守をするということであれば、何か話があれば応じていいですよということなんです。

だから、おっしゃるように、じゃ、何か話す必要があるのかなと、それは県がどう思われるかでしょう。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

今の状況でいくと、非常に厳しい状況ですよ。もう結論が出て、県から何か話があれば県の話聞きましょ、協議しましょと。それ以外の条件になるようなものについては一切協議をしませんよということであれば、私が言わんとするところも結局聞いていただけないというか、はしにも棒にもひっかからないというようなものではないかなと考えております。

先ほど私も、今回の選挙戦を通じて、何らかの形でもう1回協議を再開する。市長は6項目の遵守とか確認がとれれば、もう1回それはやらにゃいかんということなんでしょう。例えば、6項目の問題はしなきゃいかんということだと思んですけど、私はやはり、じゃ、このままの鹿島でいった場合、今の状況でいった場合、どういう形で今後の鹿島のあり方をしていくのか。確かに市長は第4次総合計画にうたっているよと。その分で具体的に鹿島のことを考えていくよということですが、合併もできなかった鹿島市にとって、今後のあり方をどのようにとらえていいのか、私はちょっと疑問でございます。

だから、改めて、長崎本線の経営分離を前提とした話し合い以外に、例えば、陳情事とか、補助金の申請とか、県との関係で処理していかなきゃいけない問題がいろいろありますよね。当然そういうものについてはやるわけでしょう。そこはどうですかね。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

ここではっきり立場が明確になってきたと思うんですね。そういうことであれば非常に厳しい状況ですよと言われましたが、これは推進派にとって厳しい状況なんですね。ここで立場がはっきり明確になりました。私は経営分離反対という立場ですから。また、鹿島市もそうです。議会の議員の皆さんも大部分がそうです。だから、それはそれで、推進派にとってはそう思われるのは仕方がないこと。それから、この6項目はお互いが納得して約束をしたんですよ、知事と私との間で交わせたんですよ。私が勝手にでっち上げて、県に何も関係なかという形でしてあるんじゃないですよ。県と私と双方が納得してしたんですから、そ

のことをやっぱり守るべきだというふうに思います。

それから、じゃ、県との関係はどうしていくのか。これは通常の関係でいけばいいんです。新幹線問題とは関係なく、私たちは要望すべきことは要望していく。県は県内各地、格差がないような発展を目指すということも言っておられますので、それは例えば、その地域、その町、村のすばらしいところはできるだけ県の立場として伸ばしていただき、足らざるところはそれを補っていただけると、これが県としてのスタンスだろうというふうに思っています。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

新幹線建設推進派というようなことで今市長が言われましたが、私の立場をちょっと言っておきますね。言っておかないと誤解が生じますので、はっきり言っておきます。

私は先ほどの議員選挙のときに新幹線の必要性は考えていると。推進派としての立場で物事は言っておりません。推進派となると、ゼロのまま推進派です。いわゆる何らですね、例えば、地域振興を含めて鹿島全体の浮揚の全体的なプラスになる方向を何も考えないで単なる推進派ということでは私は立場が違いますので、その点は了解をしていただきたいと思うんですよ。

前回のいろんなことがあって、一つ一つ私は鹿島市全体、いわゆる長崎本線の分離の問題を含めて、あるいは第三セクターへの移行も含めて、全体として鹿島市がプラスになれば、そのときに改めて市民の皆さんの意見を聞いていいじゃないかと。その上で結論を出してもいいんじゃないでしょうか。今のところ、運行案のこと、あるいは県が出した振興策への批判、そういうのだけで今結論を出されておるわけですよ。みずから振興策は、これは欲しい、これは要らないと。特に今、当面する課題についてはこういうことだということを県とまだ協議はなされていないわけですよ。私は鹿島市全体の浮揚、先ほど言ったように、美しいふるさとの鹿島の振興策、あるいはどのような形で地域を盛り上げていくかということ、そういうことを含めて、それは将来、新幹線は嬉野方面を通っていくでしょう。だから、そういうことを将来においてそれがプラスになるか、鹿島にとってマイナスであれば、それは私だっただめだと言いますよ。ただ、そういう協議をなされていないから私は心配をして言っているわけですよ。市長、それは違うじゃないですか。（「いや、違うよ。はい」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと待ってください、まだ。

だから、市長が推進派といって、私が質問していますから、私が推進派ということでしょうからね。そういうことでおっしゃっているわけですから、そこを私は違いますよと言っているわけですね。単純な推進派じゃないですよ。（「推進派は推進派やろうもん」と呼ぶ者あり）何を言っているんですか、そうじゃないです。私の立場をきちっと今説明しているじ

やないですか。そういうことが必要なんだと言っているわけですから、市長どうですか。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

振興策も何も協議していないと、それを違うよと言ったんです。中西議員、我々は県と9回協議したんですよ。そして、あなたは何回協議を聞きに来られましたか。協議はしたんですよ、9回のうちの3回にわたって。そして、今、振興策を示しておられるのを全部、県がそれを示されました。それについての協議もしました。これはこうだろう、こうだろうと。6年前倒しというのは実質的に前倒しにならなんでしょうとか、いろんな話もそこでしました。そういうことを含めて、住民説明会にも全部、県が説明されたんですよ、振興策は。住民説明会は、何回も何回もしましたよ。県がみずから住民説明会にも、今、示しておられる振興策は示されたんですよ。そのときに聞きに来られましたか。また、聞きに来られていない人たちは聞いていないと言われるかわかりませんが、そこに来ておられれば、あるいは9回の協議に聞きに来ておられれば、そういうことはわかることです。私たちは県が今の時点で示されている振興策すべて協議をしましたし、そのことは住民説明会の中でも、県が自分の40分の持ち時間の中ですべて言うておられます。その上で鹿島市は議会ともいろいろ協議をして同意をしないと決めたんですよ。どうもそのあたりが中西議員さんたちが言うておられることはおかしいと。

それから、私だけじゃなくて、きょうの新聞に「知事と市長同席、勉強会を要請へ」と、建設推進派の市議が橋爪議長に開催を要請したと。それからもう1つ、ちょっと変に思いませんのは、「一方、古川知事は呼ばれば喜んで行くが、議会からは市長が同席するということしか聞いていない」と。知事との勉強会をするということと、市長が同席するということは議会から聞いておるということです。だれが言われたんですよということ。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

ちょっと質問の順番がありますので、お聞きします。

私が言っているのは、いわゆる県の示された振興策については協議は、なるほどされていますよね。されていますよね、県が示されたものについては。県は鹿島市の持っている課題を含めた振興策なり、そういうものを提示していただだけませんかということも言うておられるわけですね、そのときに。そのときに、鹿島市の提示は多分あっていないと思います。それはあっていないと思います。

だから、そういうところで、県の条件は、それはだめならだめでいいじゃないですか。鹿島市がこういうことを今課題として持っているということについては、今までの協議の中で

も多分示していらっしゃらないと思います。だから、その分が私たちから見れば ああ、私から見れば。私たちじゃない、複数じゃない。私から見れば、そこに十分というものがないんじゃないかなということが1つあるんですね。だから、私はそこも含めて、県の振興策も提示された、市の振興策も提示をしたと、その中でトータルとしてプラスになるのかマイナスになるのかで結論を出してあれば、私はそれが一番ベターだったんじゃないかなというふうに言っているわけです。

この問題はどうせ過去の問題になりますので、結論を出した以上、結論を出した後の話を今後しなきゃいかんと思いますので、そのような方向で今後行きたいと思っております。

それと、勉強会の問題がさっきちょっと市長は言われましたが、これは今、私の質問も言いましたように、まだ今後、今から具体的に決めていかれる問題ですから、だから、きょうの質問については、ちょっと控えておきたいというようなことを言っておるわけでありまして。それは手続上そういうふうに、きょう議運の委員長が言われたように、そういうことだと思いますので、その勉強会については言っていない。（「まだ決まっとらんとですか、やるといことは」と呼ぶ者あり）それは私はわかりません。ただ、手続上、そのようなことであるということです。（「決まっとらんなら決まっとらんで言ってください」と呼ぶ者あり）いや、それは私から言うことじゃないから、だから言わないだけで、それは議会全体としてはいろいろ方策はあるでしょう。

そういうことで、わかりました。市長の立場は、そういうことを改めて再確認することができました。何とか鹿島が今後浮揚していくために、いろんな手だてをしていかなきゃいかんと思います。現実的にはやはり選挙戦を通じて皆さん大変だと。大変だということは、苦勞をしているということですよ。そういう意味で、今後の問題をしてほしいと思います。

税収が上がらない、行財政改革を進めていく、それは結構ですよ。ただ、税収をふやすような方法もあわせて考えていってほしいですよ。というのは、私は1つ、こういうことを言ってきました。今、5%の消費税があります。そのうちの1%は地方に返ってくる消費税であります。だから、鹿島で予納できるものは鹿島で、例えば、物を買うにしても、娯楽を楽しむにしても、鹿島のほうでしていただければねと。武雄で消費した分は武雄市のほうに1%地方消費税として行くわけですから、なるべく鹿島市の方は、税収を考えるならばそのようなことも一つの方法であるということを私は強く言ってきました。

今後の鹿島の将来にわたって、本当にいろんな方からお話を聞きまして、私自身もどのようなまとめ方を今度の政治活動、議員活動を通じてまとめ上げていくのかということについて私は強い責任感も感じましたし、使命感も感じました。今後、具体的な問題については、今後の一般質問なり、議案審議なりで、私なりの指摘を申し上げたいと思います。

そういうことで、一言、市長からあれば御薫陶を下さい。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

まず、1回目の質問のときも申されましたが、税収の問題ですね。これは三割自治体の域を脱していないと。大きな意味ではそうかもわかりませんが、鹿島市は10年前で言いますと、0.3とか0.34とか、それくらいの自主財源比率でしたが、平成17年度末、今、結果が出ておりますが、実は0.434まで上がっております。だから、四割自治体か、5割に近い自治体。結局、鹿島市の財政構造をその局面から言えば、三割自治体の域は少し脱しつつあると。

それからもう1つ、自主財源比率というのは、結局、分母に対してどれくらい税収が上がるかと、簡単に言えばそういうことですが、分母のほうがかなり鹿島市の場合は筋肉質になっておりますから、平成18年度、あるいは19年度にはもっと自主財源比率が上がっていくだろうというふうに思っております。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

丁寧な説明をいただきましたが、結局、市長と私の一つの共通点というのは、将来にわたって、これは二、三年先の話じゃなくて10年後ぐらい先の話かもしれんけど、地方分権になってくると。あるいは九州の道州制の問題もあります。いわゆる自己決定、自己責任、自己負担という、地方自治においても、地方においてもそういう時代が来るという認識については、市長と私は一緒だと思うんですね。ただ、自治のあり方については、私と多少意見が違っても、政治の大きな流れとして地方が主役になる、そういう時代が来るということはお互いに認識できていると思うんですね。その認識さえできれば、これを前提としたより具体的な政策については、今後の一般質問なり議案審議で私は私なりの御意見を言わせていただきたい。

きょうは久しぶりの一般質問でございましたので、何か私自身緊張しております、言うべきことも多々言えなかったかもしれませんが、その認識だけお互いにできれば、今後の市政運営についてはお互いにやっていけるものかなというふうに思います。

以上で終わります。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

ありがとうございます。私も地方分権の時代ということで、自己決定、自己責任、自己負担と、これが一つの大きな柱になっていくと思います。

もう少しこのことを私の考えを申せば、結局そのまちにとって、右にかじ取りをするか、左にかじ取りをするか、鹿島市の将来にとって大きな、これはこの決定のいかんによって将

来の姿が左右されること、あるいは命運さえ決するようなこと、こういうことについては、市町みずからの自治権によって決定すると。そして、それを県も国も、あるいは市民も県民も国民もこれを認めると、こういうことだと思うんです。この重要なことを市や町がみずからの意思とは関係なく、例えば、国や県が決定するという事は、やはり地方自治のあり方として根本的におかしいというのが私の考えであります。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

恐らく今回の陳情、要望をされるときも、地方自治といいますが、いわゆる自治権の問題ということで、今回、具体的に要望文にも入っておるようでございますので、その点、今後、この自治権の問題は大きな問題だと思います。ただ、関連的な問題じゃなくて、今後、やっぱり具体的な問題になったときにどのように処理されていくか、これは法令的にも社会通念上もいろいろ出てくるとは思いますが、この問題はもう少し後に延ばしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（橋爪 敏君）

以上で11番議員の質問を終わります。

次に、12番議員谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

谷口良隆でございます。トリを務めることになりましたけれども、お疲れのところではございますが、おつき合いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

まずもって、今春の統一地方選挙で新たな議会構成のもとで開かれまして初めての定例議会に当たりまして、一言ごあいさつと決意の一端を述べさせていただきたいと思ひます。

新生鹿島市議会は、これまでの定数22人が16人に大幅に削減された中、前職の半数の方が後進に道を譲られて、議会の3分の1に近い新たな6名の議員が誕生されました。時代の変遷とともに市政の刷新を求める有権者の声が、この選挙戦を通して私自身肌身に感じましたし、そのことが反映した結果ではないかと受けとめまして、この結果を厳粛に受けとめまして、鹿島市における政治、政策の進展に私自身微力ながら努めさせていただきたいと考えております。地理的条件、置かれた鹿島市の各産業の現状など、鹿島市の現状の上に、市政と市民生活の発展のために、みずからの信念と公約に基づきまして是々非々の姿勢を改めて確認をしつつ、その負託にこたえられるよう日々研さんを重ねる所存でございます。議員各位並びに執行部の皆さん、そして市民の皆様方の切磋琢磨のほどをよろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、通告に基づきまして、3点にわたって質問をさせていただきます。



1項目めのJRの存続運動につきましては、昨日来からの一般質問にかなり重複をする部分ではございますが、私なりに、今、最も気がかりでならない、あるいはまた今度の選挙戦を通して、有権者、支持者の皆さん方から訴えも強かったというふうに認識をいたしております、特に現在の佐賀県との協議が膠着しているこの状態を何とか打開をして正常な状態に戻してほしいと、そういう願いから、私なりにここを中心に質問をしてみたいというふうに思っております。

喫緊の市政の課題として集中的に取り組みまれました新幹線西九州ルート問題に絡む長崎本線の存続運動につきまして質問を行います。

当地の整備新幹線の整備につきましては、さかのぼること昭和47年、1972年に国が基本決定をなされたということに始まっておるようでございまして、それから、はや35年という月日が経過をいたしていることに相なります。桑原市長は並行在来線の扱いについて、この存続に向けて第一波の運動としては、井本県政の当時から、あるいは県政改まりまして古川知事になられてから、また今回、にわかには派生をいたしまして、2波にわたる運動の先頭に立たれ、その労苦は一言では言いあらわせないものがあったものだというふうに考えております。

そうした経過の中で、桑原市長はことし3月定例会における演告の中で、この平成19年度は存続運動のまさに正念場を迎えるものとして新たな決意で臨みたい旨の発言を行われました。正念場という点では、一方の当事者となっておられます古川知事も同様の認識であることが機会あるごとに各報道等で伝えられておりまして、多く市民の皆さん方も認識をされているとおりでございます。その正念場のただ中にある今、それぞれの主張の違いをこの場で私はそれをなぞりながら質問を進めることは、この際、本日の質問には棚上げにさせていただきたいと思っております。いずれの決着が出た場合においても、鹿島市並びに鹿島市住民の発展並びに福祉の向上につながらせていく。このために、ここ一番、存続期成会及び鹿島市としていかなる必要最小限の対応をなすべきなのか、この点について尋ねてみたいと思っております。

そこで、具体的な第1点目でございます。

昨年1月から約1年半にわたって、佐賀県との間の協議が膠着したままの状態は一刻も早く打開をさせて、胸襟を開いた協議再開を行っていくべきだという点からお尋ねをいたします。

整備新幹線の与党プロジェクトチームは、着工条件見直し、つまり市町村の同意がなくても知事の同意によって可能としようではないかということが言い出されております。これは今回の存続運動を取り組むに当たって、桑原市長が当初から、最も恐れなければならないのは政治決着を行われることにあるということを言われてまいりました。そのことへの動きが始まりつつあるように見受けられます。いま1つは、過去の鹿島市の大きな外交課題でありました桑原市長3期目の養護学校の誘致の問題、あるいは4期目の市町村合併の課題を振り

返ってみて、トップである桑原市長が、いずれも不退転の決意として取り組まれました大きな政策課題が成就することなく決着したことなどの経過も抱えておられるのも事実であります。今回の選挙公約とされてきたこの問題につきましても、必ずしも磐石の結果が見通せないとするならば、少なくともセーフティーネットを敷いておくべきだという考え方でございます。そのためには、少なくともこの運動が我々の意に反して反る結果が出たとしても、よくぞここまで頑張ってくれたなという市民の挫折感を払拭できるセーフティーネットを敷いておくべきではないかという考え方からであります。

養護学校や合併問題を越えて、今回は沿線市町村を初め、佐賀県や国を相手取っての戦いに挑んでいるという現実であることを市民の将来の福祉確保という前提を念頭に考えるならば、玉砕をも覚悟の運動でなければならぬはずではないでしょうか。いわゆる運動や戦いは水入りがあるとすればそれでも結構でしょうが、今回は必ず白か黒かの結果しかないと考えております。私たちが取り組んでいるこの運動が思いの結果しかないのであれば、それで何も申すことはございません。しかし、意に沿った結果が出た場合のセーフティーネットについては、行政としては当然考えておくべきではないかと私は認識するものでございますが、この点についての市長の考えをお尋ねいたしたいという点でございます。

2点目は、戦いの膠着性を感じる点でございます。協議ルールが守られなかったというこの1点で、その後の協議が中断をし、本市、または期成会は佐賀県の釈明がない限り今後の協議には応じられないという方針をとって、協議が長期にわたって中断されたままになっているのが現状であろうかと思えます。ルール論を言っている間に取り巻く外枠が変わろうとしているのに、木を見て森を見ずの印象をぬぐえない感じを持つのは私一人でありましょうか。また、市民や自主的市民団体が独自にこの問題について佐賀県の説明を聞いたり、あるいは独自に勉強会をやるとういうのに、佐賀県が鹿島市に入ってくることを極端に毛嫌いされておられるように見受けられますが、市民も当然、佐賀県民の一人であり、県政への関与を不当とする扱いは統制国家を思わせる印象が残ります。市民や市民団体が欲する情報を統制することには無理があると言わなければなりません。

言わずもがなの話ではありますが、法規の解釈は上位法優先であるはずで、憲法に反する法律は当然無効でありますし、法に反する自治体の条例は無効であります。団体間で取り交わした確認書が法律を越えることはあり得ない話であります。桑原市長は選挙公約に基づいて私の任期中には同意しないとの基本方針を繰り返されており、これもまた選挙の審判を受けられた公約事項でありますので、私はあえてこの問題について立ち入ることはいたしませんけれども、それはそれとしても、もっと情勢に応じた柔軟な対応を求めたいところでございますが、市長の現状における考え方をお尋ねいたしておきたいと思えます。

次に、2つ目の質問事項に移ります。

国道444号の一部未改良地点についてお尋ねをいたしておきたいと思えます。

この6月3日の竣工式をもちまして、中木庭ダムが見事完成をいたしました。当初はこの水系の水環境の悪化などを危惧する懸念の声を一部に聞かれてきた経過もございますが、いずれにしても、地元や地権者の皆様の御理解の上に、関係者の御努力によって、当初計画であった350億円を下回る330億円で竣工にこぎつけられたことも含めて、この竣工を私も一議員として大変喜びといたしているわけでございます。

そこで、関連いたしまして施工が続いておりました沿線の国道444号問題についてお尋ねをするわけでございます。

ただいま申し上げました中木庭ダムの建設と整備が並行してきた国道444号は、ほぼ拡幅整備も終了する段階になっております。残す期間は、当初整備区間として採択をされていなかった能古見の西宗寺から、のごみふれあい楽習館の区間だけを残すことになっておりますが、この区間も地元等の努力並びに本市道路行政の努力等によりまして、新規整備区間として着工される運びになっております。

ただ、ここで私が取り上げをいたしました未改良地点という部分は、大木庭の一部地点でございます。ここ数年、整備の手がつけられないまま、現在では整備ができない理由を記した立て看板が道路沿いの目立つところに立てられております。これが設置されてから数カ月を経過しているのではないかというふうに思いますが、この地点の整備の見通しがどうなっておるのか。これは事業主体が佐賀県でありますので、直接本市の道路行政が携わっての整備をやっておるわけではございませんが、本市の西の玄関口に当たるこの国道の途中がこうした状態でいつまでも続くということは、本市の問題として大変懸念を残すところでございます。

当然、地権者であられる方、あるいは県の土木行政にとっても一刻も早く打開をさせたい思いがあられるのだろうというふうに考えますが、市としてどのような対応をされてきた経過があるのかなのか、あるいは今後どのような対応をしようと考えておられるのか、その点についてお尋ねをいたしておきたいと思えます。

次に、3つ目のいじめ登校拒否の現状と対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

登校拒否問題は、いじめによるもののほか、家庭や地域社会などとともに密接、不可分の問題ということは言うまでもございませんが、文科省の過去の調査結果発表によりまして、その36%余りが学校生活に起因する登校拒否となっているようでございます。こういうことから、学校生活を通じたいじめとのかかわりが大きいと考えまして、この際、一般質問で関連させて質問に取り上げてみたわけでございます。

質問通告によって、あらかじめ教育委員会のほうにその推移について資料要求をいたしておりましたので、事前にいただいております資料によりますれば、市内の小・中学校でのいじめの実態は、平成16年度、17年度、18年度の順で申し上げますが、16年度、17年度はゼロですが、平成18年度では6件、中学校で1件となっているようであります。不登校につきま

しては、平成16年度が小・中学校合わせて37件、17年度が47件、18年度は38件となっているようであります。不登校生徒の在籍生徒数に占める割合は、小学校の場合で0.3%から0.4%で推移をしているようにお伺いをいたしておりますけど、中学校では2%ないし3%台での推移ということで1けた大きくなっているようであります。いずれも全国平均的な数値と比較をしてみれば、まずまず平均的な状態という点では胸をなでおろす状況でもございますが、これを地方都市間の比較をすれば、ひょっとすれば楽観できない数値なのかもしれません。

いじめ対策というのは、ひとえに心に起因しているものが多いと思います。なかなか実態の把握も難しいものがありましようし、その上での対策というのは、なおさらのことではありましようけれども、こうした状況を教育委員会としてどのようにとらえられて、学校内自治をどのように向上、改善をさせていこうと考えられておるのか、この際、小野原教育長の思いというものがございませうればお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、いま1つのテーマも含めて、この問題はいかに優れた教育力のある学校現場の先生といえども、学校内はもちろんのこと、家庭や地域社会との連携抜きには考えられないことであり、親学や地域の教育力向上とセットで考えなければならないテーマ、これは先ほど申し上げるとおりでございますけれども、わけても学校現場でのマンパワーによるところが極めて大なるものがあると考えております。

そういった観点から、少しはこの問題にも余力を持って当たることができるような教育者数の確保が行われてきたのかどうか、この点についてもお尋ねをいたしておきたいと思えます。事前に示していただいたデータでは市内の小・中学校をくくって示してありますので、各学校ごとによる、つまり各地域による傾向というのはこの数値だけでは判断できませんけれども、例えば、いわゆる適正規模校と言われる規模の学校の場合と、いわゆる過大規模校と言われる学校間での比較ではどうした傾向の違いがあるのか、そこら辺があれば、その辺についてもお尋ねをしておきたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

企画課長（竹下 勇君）

谷口議員の質問のうちの長崎本線のことについて、私のほうからお答えをいたします。

何点かあったかと思えますけれども、1つは、着工条件の見直しの件だったと思えます。それから、6項目の確認事項へのこだわりということと市民団体の勉強会について、それから、思い通りになったりならなかったりすると、そのときの地域振興、備えみたいなのはあるのかというような御質問だったと思えますので、その点についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、着工条件の見直しの件ですけれども……（「いや、そのことじゃない」と呼ぶ者あ

り)これはいいですか、着工条件の見直しについては。(「いいです。政治決着をされた場合の政治決着をどう考えておられるかということ」と呼ぶ者あり)

まず、立場といたしましては、今の国土交通大臣や鉄道局長の答弁から、そういうことはないという立場に私たちは今いるところでございます。

それで、万が一着工されたらどうするのかという話だと思いますけれども、政治決着になるもう1つの歯どめといたしまして、佐賀県知事の発言というのがございます。国が決めても、佐賀県で我々の同意がない限り、くい一本打たせないと。ここで、もう1度歯どめがかかるんじゃないかというふうに考えているところです。

それで、地域振興についてなんですけれども、鹿島市の振興というのはだれしもが望んでいる、願うところだと思います。現在も各課から県の関係課を通じて、例えば、道路の問題であったら土木事務所、それから、1次産業の農林業のことについては向こうの農林事務所、商工のことについては、それぞれの機関を通じて要望を常々上げております。鹿島の課題については、このルートで上げております。これで国とか県の協力と支援を得ながら、これまで鹿島の振興を図ってきているところです。これからもこのルールは変わらないと思います。

今、新幹線整備推進課が来て話すのは、このルートとはまた違います。別のルートで並行在来線の経営分離に同意をしたならこういうことをやりますよという話をされます。だから、新幹線整備推進課の言う振興策は同意を前提としておりますので、その話ができないというようなことを言っているのです、各課はもちろん今まで以上に、農林事務所、土木事務所、自分の関係する課を通じて鹿島の課題の解決に向かっていく。これは新幹線とは全く関係のないことですので、見切り発車をされようがされまいが、これはこのルートでやっていくというふうに考えております。

それから、6項目の確認事項へのこだわりのことが言われました。ルール論のところとまってしまうんじゃないかというようなことと言われましたけれども、これは市長も申しているとおり、期成会のメンバーですね、首長、議長さんと知事が一たん約束を交わしたのを文書化したものでございます。この約束が守られないことを前提として、これ以上といたしますか、いろんな話ができるんだろうかということです。約束は守られるという前提がない限り、いろんな話をして文書に残しても何の役にも立たないというようなことになりかねないので、この6項目の確認というのに非常にこだわっているところでございます。お互い文書で確認したことを尊重し、これからもこれを守っていくというところがあれば、今後、公開討論会にしましても、先ほどお話をされました勉強会にしましても、県が望むとすれば進んでいくものだというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

議長(橋爪 敏君)

田中都市建設課長。

都市建設課長（田中敏男君）

12番議員の大きい2番目の国道444号の一部未改良地点についての御質問につきまして答えさせていただきます。

この未改良地点のこれまでの経過等につきましては、ちょっと具体的なことについては差し控えさせていただきたいと思えますけれども、これまでの交渉をする中で、いろんなことがあっておりまして難航をしております。そういうことで、現在、話が一時中断をしている状況でございます。市としましては、何とか早期改良ができるように対応をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

教育長（小野原利幸君）

ちょっと最初にお断りいたしますが、登校拒否という言葉は、現在は不登校という言葉に統一されつつありますので、そういう表現でさせていただきたいというふうに思います。

質問は2点あったかと思いますが、まず1点目は、いじめ不登校につきましてどのように受けとめているかということであったと思います。

いじめにしても、不登校にしましても、今の世相の中では大変憂慮すべき全国的な傾向にありますし、また、当市におきましても、常に喫緊の課題として私自身受けとめているというのが大まかな私の見解であります。

鹿島市の場合、先ほどお示しをしましたように資料をおあげしておったと思えますけれども、例えば、いじめにかかわりましては、冷やかしか、からかい、あるいは嫌なことをちょっと言われたり、あるいは仲間に入れてもらえなかったり、こういったものが内容の主な例であります。こういうことが直接的に不登校の原因となったというような報告等はあっておりませんが、ただ、人それぞれのとらえ方、あるいは事の重さ、深さといえますが、こういったものは異なりますので、相関度というものも常に心して意を払っていかねばならないというふうに受けとめております。

この不登校に関して申し上げますと、このことが要因というのがはっきりすれば、そこに焦点を当てれば改善への道が開けるわけであり思えますけれども、特定できない、また、ある意味では複数の要因が絡まっているといえますか、こういうことで非常に対応に苦慮をするところであります。すぐにこれだということがわかれば、そこに手だてを講じることは可能なんですけれども、そういう現状にあるということを一応御紹介しておきたいと思えます。もちろんスクールカウンセラーとか専門の諸機関への指導助言などもいただきながら、例えば、家庭とのコンタクト、特にこのことを密にするようなことで、こういうことを日常的に積み重ねをするということが現況でありますし、今後ともこのようなことを基本にして取り組ん



ないように、そこだけ膨らますようなやり方、野球を9回を10回にするなんていうやり方などはしてほしくないとは思いますが、政治というのは必ずしもわかりません。法律を変えたり、つくったりするところが政治ですので、行政を進める意味で、多くの公共性の観点から、スキームを見直してみたり、あるいは法律を一部変えてみたりとか、政治の場は日常茶飯事のことです。そういったことが、当初から市長も政治決着だけが最も恐れるところだと言われてきたように、そういう外枠の動きもあっておる。一方では、1年半にわたってその戦術で守られない以上はだめだということだけで進んでいいのか。ここが、今、非常に大きな接点、かなめになっておると思うんです。だから、その判断を誤ってもらっては困る、そういった点でお尋ねをいたしておるわけなんです。好みもしませんけれども、これがもし政治決着という形になったときに、まさに玉砕で、あとは焼け野原で事が終わって感情だけが残るといふ最悪の結果を招かないために、我々はいかなるセーフティーネットを張っておくべきかという議論なんです。

そういった点で、私がおこの際、対案というものを提言してみたいと思うんですけど、今ぶつかっておる基本的な部分がありますけど、協議の場で振興策についても協議をしてきた。佐賀県のほうは協議をしたい。その理由は、振興策についてやりたいというのが中身だろうと思います。それをいついつまでも拒否して事が終わってしまうということをしてはならない、そういう考え方からは、ひとつ実務者レベルでのプロジェクトチームを佐賀県と期成会との間でつくって、あらゆるケースを想定して議論をしてみたらどうですか、市長。そうした柔軟な発想は出てこないんですか、お尋ねします。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

結論からまず言いますと、実務者レベルでのあらゆる協議を今ということですが、そのつもりはありません。

私は今の動きに対して、いろんな情報を入手しながら全体判断として冷静に状況を見ながら判断をしております。知事の同意なしにという動きもあることも十分知っております。そういうことで、今度多くの議員と一緒にこういう動きに対する牽制といいますか、それからもう一つは、実は私たちの本当の今までの考え方、あるいは経過、こういうものを国会議員の先生方、あるいは国がちゃんと把握をしておられるか。今まで一方的に県のみで報告が終わっておりましたので、それに対する不安、不信を持っておりますので、そういうことをあわせて伝えるに行くということですが、いずれにしても、知事の同意なしにという動きに対しては、先日も述べたと思いましたが、今までにも3回こういう動きがありましたね、知事が自分が判断をしてやると。しかし、今までやっぱりこういうふうにはなりません。また、安倍総理が1週間ぐらい前、佐賀に来られたときも肯定的な発言は一切し



ておられません。あるいはまた、地方自治法上からいっても、これは全協のときやったですか、何のときやったですか、説明いたしました、大串代議士の質問は地方自治という観点から見ての質問なんですね。全市町村長の同意が要するというのは間違いないかと。それに対して、現職の大臣が間違いないと、今後もそれは守っていくと、こういう答弁があっているということ。それからもう1つは、古川知事が、これは議会の皆さん方にも約束しておられるんですよ。県民全体についても、我々にでもそうですが、くい一本打たせませんと。

そういうことから考えますと、冷静に判断をしていますというのは、知事の同意なしにやるということはかなり難しいこと、そう簡単にはいかんということの判断をしているということです。ただ、万が一そういうふうになっていった場合にも、結局セーフティーネットと言われましたが、私たちもセーフティーネットを持っているんですね。知事がくい一本打たせないと、国の仕組みが変わっても知事がくい一本打たせないと。我々の知事ですよ。谷口議員は知事さんも信用しておらんということですかね、そうじゃないでしょう。（「いやいや」と呼ぶ者あり）だから、まだまだ、くい一本打たせないとということもありますし、最高責任者の私を信用していただいて、皆さんと一緒に戦いを続けていきたいというふうに思っております。

私が常に持っている判断基準というのは、鹿島市のため、市民のために最善の方向をとるということです。そのときそのときの状況、状況に応じて、重要案件であればあるほど、長期的な視野に立ってやるということです。私はこのJR長崎本線の存続のわずかでも可能性のある限り、最後まで同意はいたしません。私たちは特に、やはり今の時代の市長と市議会議員という立場です。あるいは鹿島市民も今の時代の責任世代です。私たちの先人たちが苦勞をして、このまちを築いてくれた。それを我々は今受け取って、次の世代へ引き渡す、これは大きな責務であります。例えば、今回の場合についても、孫やひ孫たちに私たちはできるだけこの長崎本線を残したいと、このことは一緒でしょう、谷口議員。可能性のある限り残したいということは共通認識として持ちながら議論できますですね。そうであれば、可能性のある限り、我々は子孫のためにも頑張るべきですよ。

道筋は現実的には2つあります。我々が思うとおりになるか、思うとおりにならないか。いずれかの道筋をたどっていきますが、今の我々の世代の責務として、後世の孫、ひ孫に対して最後まで頑張ったと、頑張ったからよかった、残ったとなるのか、最後まで頑張ったけど長崎本線は残らんやっただとなるのか、それはどちらかですよ、現実的に。しかし、やっぱり私は、その町、その村の住民は自分のまちに対する愛情、愛着というのは、先人たちが自分たちのために一生懸命頑張って苦勞をして今の時代を築いてくれたものを残してくれているんだという意識を持つときに、住民というのは自分のまちに対する愛情というのが出てくると思うんですね。誇りも出てきます。それを我々はやっぱり子や孫、ひ孫に残すべきじゃないですか、最後まで頑張ることによって。だから、私はもう1回申し上げます。存続の可